

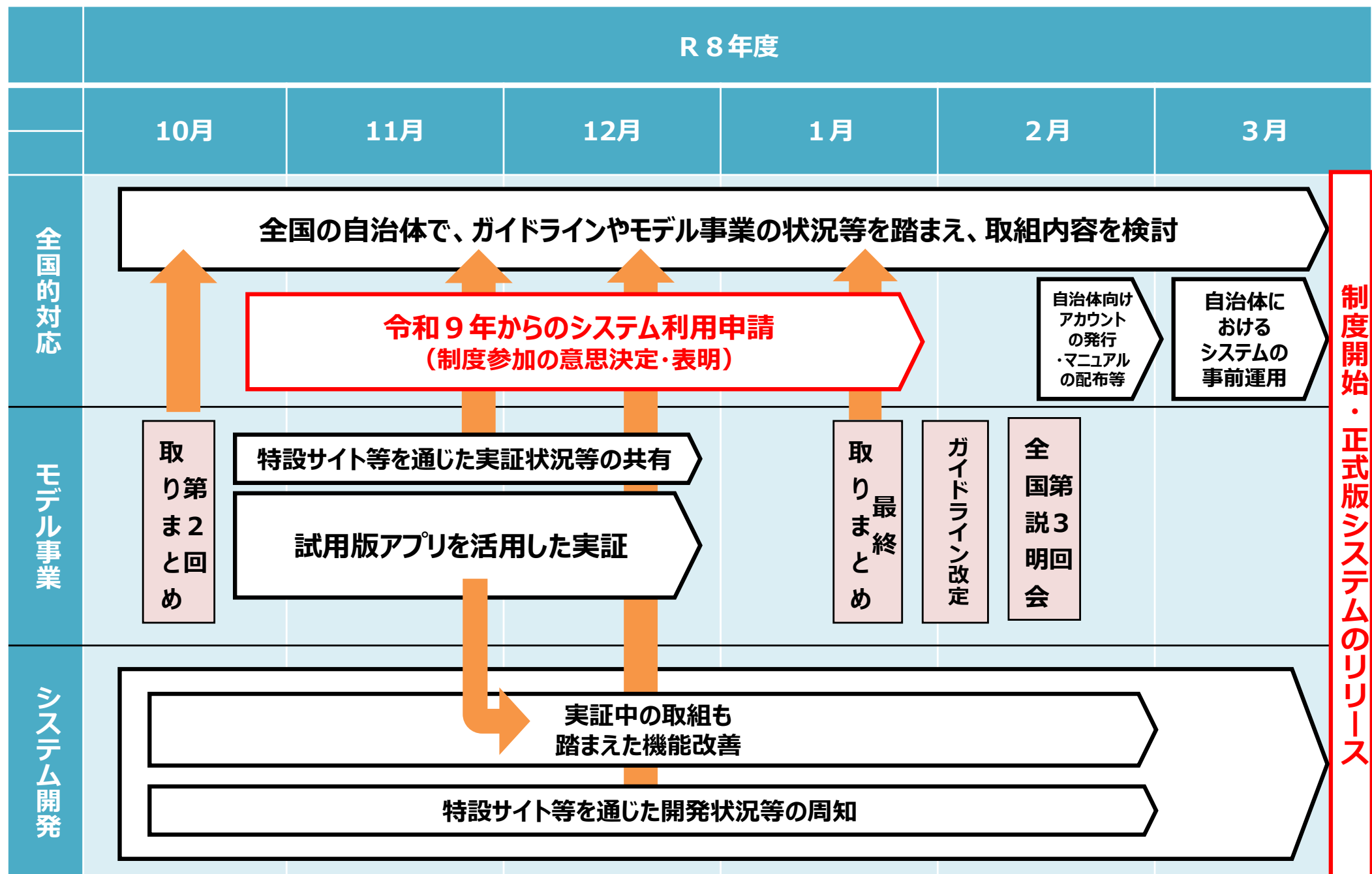
ふるさと住民登録制度 創設に向けた取組について (第2回全国説明会)

令和8年9月30日
総務省 ふるさと住民登録制度推進室

本日の説明会で特にお伝えしたい事項

- ✓ システム利用申請等の今後のスケジュールについて
- ✓ モデル団体の最新の検討状況について
- ✓ 担い手活動の指定に係る考え方について
- ✓ ふるさと住民システム（仮称）の開発状況について

今後のスケジュール（想定）



ふるさと住民システム（仮称）の利用申請等について

- ふるさと住民登録制度に参加し、ふるさと住民システム（仮称）を利用する自治体を対象として、**システム利用申請（自治体→総務省）を令和8年10月末から令和9年1月末まで受付予定。**
- **制度参加を決定した自治体は、当該受付期間中に利用申請を行っていただきたい。**
- なお、制度開始後も追加の利用申請を受け付ける予定であるが、具体的な受付時期や方法については今後検討。

利用申請の概要

- 令和8年10月末に総務省から各自治体に対して、申請様式、システム概要資料、システム利用規約等を送付予定。申請様式には、利用開始に向けたアカウント設定や利用環境確認等のため、主に下記事項を記入いただく想定。
 - （１） 管理者アカウント情報 ： 初期設定において管理者アカウントとして設定する職員のメールアドレス等
 - （２） 庁内ネットワーク環境 ： システムを利用する庁内ネットワークの構成及び端末情報等
 - （３） 関係団体の利用有無等 ： 参加自治体以外にインターネット経由で接続する関係団体等の有無等
 - （４） その他 ： ベーシック登録、プレミアム登録ごとの受付開始予定時期等
- なお、申請見込みの把握のため、別途申請意向等に係るアンケート調査を実施予定。

利用申請後の流れ

- 利用申請を受け付けた自治体に対しては、**2月下旬を目途に管理者アカウントを発行するとともに、システム利用に関するマニュアル等を配布予定。**
- **自治体によるシステム利用は3月上旬から開始される見込みであり、3月末の国民向けサービス開始（アプリリリース）までの間、自治体情報の登録やコンテンツ作成等の準備を行うことが可能。**
- なお、**原則、国民向けサービス開始時に各自治体においても登録申請の受付を開始いただきたい**が、やむを得ず間に合わない場合は**準備が整い次第開始することも可能**（各自治体が管理者ポータルで公開手続を行うまで各自治体の情報はアプリ上には表示されない）。

	R8年度			R9年度
	10月末～1月	2月	3月	4月以降
参加自治体における対応	利用申請	管理者アカウントの発行等	▲自治体向け利用開始 事前準備	▲国民向け利用開始 制度運用

制度参加に向けた課題への対応策等について

メリット・必要性

- 関係人口の量的拡大・質的向上は、**地方における地域の担い手確保、地域の活力の維持・向上、地域経済の活性化等に寄与**するとともに、**都市住民の自己実現などウェルビーイングにも寄与**。
- 制度参加することで**既に取り組を進めている団体においても関係人口の裾野拡大に向けた間口が広がる**ことが期待。
- 各自治体の**独自・既存の取組（情報発信、移住施策、担い手確保策など）との相乗効果も期待**。

事務負担

- 制度の運用に係る自治体職員の事務負担をできる限り低減できるよう、情報発信、プレミアム登録の承認・更新等について**簡便な操作や自動対応が可能となるようシステムを構築**。
- 加えて、各自治体において、情報発信、担い手活動の企画・運営、サポート施策の受付・支払等を行う**ふるさと住民コーディネーターを配置**することでさらに自治体職員の事務負担の軽減が可能。

財政負担

- **システム利用料**について、**令和9年度までに参加する団体については、一定期間負担を求めない**。
- **ふるさと住民コーディネーターの設置**に要する経費等**制度の推進に要する経費について特別交付税措置を創設**。
- ふるさと住民登録システムと連携するための**既存アプリ等の改修経費**について、**デジタル活用推進事業債を活用可能**。
- 各自治体において、サポート施策について、予算制約や費用対効果、住民とのバランス等の観点から、新たな財政負担が生じるものに限らず、**既存施策・施設等の活用なども検討**。

試用版アプリを用いたモニター実証事業について

1. 概要

- モデル団体において既存の関係人口等を対象に募集を行い、**計2千人～3千人程度のモニターを確保予定。**
- モニターは、**試用版アプリの利用や担い手活動等への参加を通じて、制度開始後の取組を先行的に体験。**
- 個別市町村モデル（21市町村）に加えて、都道府県と市町村の連携モデル（7道県）の域内市町村も含め、**100以上の自治体の実証に参加予定。**

2. 実施方法

- モデル団体は、これまで検討してきた情報発信・担い手活動等の取組の一部について、**試用版アプリ上で発信するとともに、実際に担い手活動の受入等を実施。**
- モニターは、**アプリの使用感、モデル団体の情報発信や担い手活動等に関するアンケートに回答。**
- アンケート結果等をもとに、**情報発信や担い手活動等のより効果的なあり方を分析し、モデル団体にフィードバックするとともに、全国の自治体にも共有。**
- アプリの使用感に関する意見については、段階的に**開発中の正式版アプリへの反映を検討。**

3. スケジュール（予定）

- 8月下旬～9月下旬 **モニター募集**
- 10月16日 **実証開始**
- 12月20日 **実証終了**
- 1月下旬 モデル事業に係る**最終取りまとめ**



モデル団体の検討状況 ① 情報発信

- 制度導入に係る共通の検討事項について、第2回取りまとめに向けて、第1回取りまとめ（7/17）の内容をその後のモデル団体の検討状況等を踏まえ精査中（本日は、検討に当たってのポイントやモデル団体における検討事例の一部を紹介）。
- ※ モデル団体の検討事例については、**現時点において各団体が検討中のものであり、実施が未決定のものが含まれる**ことに留意。

検討に当たってのポイントとモデル団体の検討事例

◆ 住民、関係人口の当事者等が発信主体となり、地域のリアルな情報を提供

- 行政が行う広報だけでなく、住民や担い手活動等に参加する関係人口の目線からの発信を行うことで、**地域を訪れた際の様子を具体的にイメージしやすい、手触り感のある情報を届ける。**

〈モデル団体の検討事例〉

- ・「まちづクルーDAO」による現場レポート（広島県三原市）
DAOの地域メンバーが自らが参加した担い手活動に関する現場レポートを執筆し、アプリ等で発信。
- ・「釧路超民」による「釧路超ジモト新聞」（北海道釧路町）
関係人口（釧路超民）自身が特派員・編集長となり、地元の取材から「釧路超ジモト新聞」の編集までを主体的に担当（担い手活動としても指定）。

◆ ターゲットの地元への愛着が高まるタイミングでベーシック登録等に誘導

- **若者をターゲットに、高校卒業や進学・就職等の人生の節目など、地元とのつながりを意識しやすいタイミング**でアプリ登録等を案内する。

〈モデル団体の検討事例〉

- ・高校卒業時のアプリ登録（長崎県佐世保市）
高校卒業時の進学・就職等で地元を離れる前に、学校と連携し探究学習授業等を通じてアプリ登録を案内し、転出後も地域とのつながりを維持する。
- ・「ふるさと小包」へのアプリ案内同封（愛媛県宇和島市）
地元の特産品を小包で市外の学生等へ送る事業を活用し、アプリ案内を同封して帰省時の担い手活動参加へ繋げる。

モデル団体の検討状況 ②-1 担い手活動

検討に当たってのポイントとモデル団体の検討事例

◆ 活動が持つ魅力や価値を掘り下げて企画

- 活動の背景等を含めて、参加した**関係人口が魅力や価値を感じる部分はどこなのかを改めて整理**した上で、活動について、**単なる作業ではない意味や価値を明確化する**。
- 例えば、「作業」「手伝い」を「伝統・絶滅危惧種・歴史的な景観等を守る」「プロ（職人・農家等）から直接技術を教わることができる機会」として提示。

〈モデル団体の検討事例〉

・秋吉台の草原の保全と活用（山口県美祢市）

草原の草刈等を、「リジェネラティブツーリズム(再生型観光)」のカタチで、日本最大級のカルスト台地の体験機会として提示。

・農家から学べる農作業（愛知県豊橋市）

地域との交流イベント（先輩就農者との交流会等）も併せて実施しつつ、農家に技術を学ぶ機会として提示。

・グリーンウッドワーク体験（岡山県真庭市）

間伐で発生する生木を日常道具に変える保全活動について、里山の持続可能な管理技術を体感・学習する機会として提示。

◆ 既存のイベント等の活用や段階的な参加プロセス等により、参加のハードルを下げた活動も用意

- **既に集客が行われているイベントやお祭り等について**、運営側の業務のうち、**参加しやすい業務を切り出して、手軽な参加機会として提供**。
- 活動当日だけでなく、**事前の体験や学習の機会も提供して、段階的な担い手活動への参加を可能とする**。

〈モデル団体の検討事例〉

・阿波おどり 運営ボランティア（徳島県鳴門市）

誰でもやりやすい周辺業務（交通整理・ゴミステーション管理等）として運営側に参加。

・産地の勸業博覧会ツギノテ 運営サポート（富山県高岡市）

当日の活動だけでなく、事前に、企画に係るMTGへの参加、講座「ゼロ門」や工房訪問等の機会も提供。

モデル団体の検討状況 ②－２ 担い手活動

検討に当たってのポイントとモデル団体の検討事例

◆ 地域の日常への受入れやオーナー制度等により、一度の来訪で終わらない継続的な関係を醸成

- **地域・住民が普段行っている作業・活動をそのまま開放**し、お客さまではなく地域の仲間として受け入れる。
- **オーナー制度や年間スケジュールに沿った継続的な通いを仕組み化**して、継続的な訪問を促進する。

〈モデル団体の検討事例〉

・獣害防止対策 柿とり&干し柿づくりボランティア（山梨県小菅村）

放置柿の収穫という日常の困りごとを飾らない干し柿づくり体験として企画し、課題解決の仲間として受け入れる。

・大根プロジェクト（兵庫県豊岡市）

農作業のスケジュールに合わせて「①種まき→②間引き→③収穫」を年3回の継続通いとして仕組み化。

◆ 募集に当たっては、「自分ごと化」が促進されるように発信

- 実在の人物の困りごとであることがイメージできる発信、「誰でも」ではなくターゲットを明確にした募集（○○な人等）など、**募集の受け手が自分が求められていると感じられるように発信**。

〈モデル団体の検討事例〉

・「人手求む！限界集落で挑むお茶農家なっちゃんの挑戦！！」（和歌山県）

単なる農作業補助ではなく「なっちゃん」個人を主語にして、挑戦への共感を醸成。

・焼津市まちかどリポーター（静岡県焼津市）

ターゲットを「写真撮影が趣味の人」と明確にし、個人のスキルを広報活動へ直接還元できる旨を訴求。

モデル団体の検討状況 ②－３ 担い手活動

（参考）モデル団体において検討中の担い手活動の具体例（アイデア段階のものも含む）

農林水産業の作業、イベント・祭りの企画運営、自治会等の地域活動等のほか、以下のような特色ある活動が検討されている。

- ✓文化財の茅葺き屋根修復に必要なススキの刈り取り
- ✓伝統芸能のお茶子
- ✓田んぼ等での生物調査
- ✓ローカル線の利用促進のための駅マルシェの開催
- ✓コミュニティカレッジの講師
- ✓初参加の関係人口向けのガイド
- ✓クルーズ船来航時のおもてなし活動
- ✓道路等のインフラの異常箇所確認
- ✓郷土資料のデジタルアーカイブ化
- ✓ダイバーによる海底清掃
- ✓防災キャンプ、地域防災訓練の運営補助
- ✓道の駅の運営スタッフ（スポットワーク）

【第１回取りまとめ（７/１７）記載分】

- ✓お城のすす払い
- ✓温泉掃除（掃除後に一番風呂に入れる）
- ✓スポーツ選手等と協働する清掃活動
- ✓トキの保全を目的とした環境整備活動（草刈り）
- ✓トレッキング・ハイキングコースのゴミ拾い
- ✓観光名所の鯉の引越し
- ✓自治会のお月見会のためのわら縄の手伝い
- ✓雪中酒の掘り出し・出荷
- ✓コミュニティセンターの運営補助（食堂の配膳・仕込み、イベント運営、学童の見守り）
- ✓地域の魅力を伝える小冊子等の作成
- ✓高校生の探究活動のアドバイザー・メンター
- ✓中山間エリアの子供会開催の手伝い

モデル団体の検討状況 ③－1 サポート施策

※ サポート施策の検討に当たっての基本的考え方

- 遠方から地域に貢献する関係人口が負担している時間・費用・労力に報いるため、担い手活動の円滑化や歓迎の意を示す等の観点から、その負担の一部を補うという趣旨を全自治体で共有し、地域間での過度な競争を抑制していくことが重要である。

検討に当たってのポイントとモデル団体の検討事例

◆ 1回の訪問・活動を点で支えるだけでなく、地域での継続的な活動・生活を面的に支える

- 生活を支える**公共サービスや、災害時の避難受入**等について住民と同等に取り扱い、**帰属意識・安心感を育む**。
- **地域で活動・生活する中で生じる様々な接点で支援し**、滞在を通してメリットを受けられるようにする。

〈モデル団体の検討事例〉

・生活インフラ情報の提供、自治会への加入、災害時の避難所受入（香川県琴平町）

ごみ出し等に関する生活情報の提供、住民のみ加入可能な自治会への参加、被災時に避難所へ受け入れ。

・滞在中の幅広い接点を網羅したサポート施策（山梨県小菅村）

「小菅の湯」入浴割引、宿泊施設「かどや」割引・カフェコーヒー券、道の駅ソフトクリーム引換券、ボランティアお礼のクラフトビール等。

◆ 特別な体験やステータス等を提供し、地域への愛着を育む

- 金銭的割引だけではなく、**特別な体験への参加や、名誉や感謝の意に見える化した特典を提供**。

〈モデル団体の検討事例〉

・鳴門の裏側ツアー（徳島県鳴門市）

通常は立ち入れることができない施設等のバックヤードツアーを提供。

・オリジナル箸「ふるさと住民心のかけはし」進呈（北海道鷹栖町）

地域とつながり続ける象徴として、オリジナル木製箸を進呈。

モデル団体の検討状況 ③－２ サポート施策

(参考) モデル団体において検討中のサポート施策の具体例 (アイディア段階のものも含む)

✓観光名所の未公開エリアの公開 ✓**レンタルサイクルの無料利用** ✓移住体験住宅等の優先利用

✓コミュニティバス・デマンド乗合交通の利用 ✓**図書館での図書貸し出し**

✓地域の**スポーツや伝統イベント等の観戦チケット** ✓プレミアム登録者限定のふるさと納税返礼品

※**地元企業等の自主的な協力によるサポート施策の提供例**

地域の商店・飲食店での割引等の特典付与、商品化前のサービスの先行体験、人気観光コンテンツの優先予約、
担い手活動の実績に応じたポイント付与によるバス利用や宿泊優待

【第1回取りまとめ(7/17) 記載分】

✓**地元住民しか担げない「神輿担ぎ」への特別参加** ✓1日課長体験 ✓美術館やボートレース場等の**バックヤードツアー**

✓お祭りにおける関係者しか着られない衣装の着付けやメイク体験

✓**首長からの感謝の便り** ✓農作物・特産品のおすそわけ ✓NFTによる活動証明書 ✓**名刺の発行**

✓現地での交流会(担い手活動後の懇親会、DAOメンバーのオフ会等)の開催費用を補助 ✓**コミュニティイベントへの招待**

✓移住者希望者向けの滞在費等への助成の適用 ✓住民向けの地域通貨の付与

✓**住民向けの助成(「温泉・スポーツジム」「はり・きゅう」「タクシー」「路線バス」等)**の適用

✓民間や行政の空き施設を担い手期間中の滞在場所として提供 ✓コワーキングスペース、会議室等の無料利用

✓住民と同様にゴミ出し可能 ✓担い手活動時の一時保育 ✓**被災時の避難の優先的受け入れ**

✓**交通事業者と連携した交通費負担軽減** ✓交通費・宿泊費の助成

モデル団体の検討状況 ④ ふるさと住民コーディネーター・道県の市町村支援

ふるさと住民コーディネーターの役割・設置方法の例

◆ 担い手活動の企画や、実際の活動の運用等

- **地域おこし協力隊のOB・OG**の採用や、地域活動やイベント等の**実績や地域とのネットワーク等を有する地域の民間事業者**への委託等により担い手活動の企画・運用を中心的に行う人材を配置。

◆ アプリ内の情報発信や、アプリへの登録導線としての広報等

- 観光協会等の**地域の情報を発信している団体等**への委託等や、**情報発信に係る専門的知見を有する副業人材**（地域活性化企業人等）の採用等により効果的・継続的な情報発信を行う体制を整備。

◆ システムへの入力等の事務や、ふるさと住民・関係団体からの相談対応等

- 会計年度任用職員の採用や、従前より移住等**ふるさと住民登録制度の関連事業の事務局を担っている地域の民間事業者等**への委託等により職員の事務負担を軽減。

道県による市町村支援に係るモデル団体の検討事例

◆ 県でふるさと住民コーディネーターを配置

- **担い手活動等に係る市町村への伴走支援**（鳥取県、宮城県）や、市町村単独では実施が難しい**広域広報を担う専門人材を設置**し、県外に向けた広報を実施（富山県）。

◆ 制度導入に係るノウハウ等の横展開

- 市町村を対象とした勉強会において、検討状況を共有するとともに課題について意見交換を行い、その内容を踏まえて**県が一定の運用基準を策定**（和歌山県）。 ※市町村への検討状況等の横展開については全モデル道県において実施中。

◆ 市町村の担い手活動等への参加を促進するサポート施策の提供

- 空港、鉄道、高速バス等の交通費補助（和歌山県、鳥取県、高知県）、地域デジタル通貨（富山県）や施設利用等に係る割引等の特典（長野県、富山県）の付与等。

プレミアム登録要件の対象となる担い手活動について

- ガイドラインで示す「担い手活動の要件」（①・②）について、**プレミアム登録者の趣旨（住所地以外の地域で継続的に担い手活動を行う住民に準ずる者）を踏まえ**、モデル団体との意見交換等も考慮し、以下のとおり、**詳細な考え方等を整理**。
- **今後、モデル事業の進捗等を踏まえ更に精査し、ガイドラインへ反映予定**。

【①人口減少等を背景とした担い手不足への対応であること】

- ・ 市区町村全域で人口が減少している場合に限らず、**特定の地域・分野における人口減少・高齢化等も含む**

【②活動の内容や活動時間等に鑑み、公共性や地域への貢献が十分に認められるものであること】

- 公共的観点から当面の存続や継続的な取組が必要なものであること
 - ・ 民間の事業等も対象となり得る（地域に不可欠な商店や地域を支える基幹産業等）
- **活動内容を踏まえ、地域貢献と社会通念上認められる相当程度の時間従事**すること
 - ・ 単純労働等については、原則として、数時間以上活動に従事するものであること
 - ・ 純粋な担い手活動とその後の付加的な活動（コミュニケーション活動等）をあわせて数時間でも対象

【③その他の一般的要件】

- **交流・体験等を主目的としたイベント等への参加は対象外だが、運営側（企画・運営や担い手がいらない役割を担う等）として貢献するものは対象となり得る**
 - ・ 募集上の観点から体験や研修の名目とすることやそうした要素が活動に含まれることは差し支えないが、全体としてみたときに地域への貢献と認められるものであること
 - **登録自治体における現地での活動であること**
 - **有償であっても自治体が特に認める場合は対象**となりうる（別紙「有償活動の担い手活動への指定について」を参照）
- ※いわゆる「本業」は対象外。

※「副業」については、別紙の留意事項に加え、**高報酬や長期の契約で所属組織（企業等）との雇用関係が強い場合等は、公的制度（地域活性化起業人（副業型・シニア型）や自治体独自の制度等）に基づくものに限定し、公共性の担保を行うこと。**

【別紙】有償活動の担い手活動への指定について

【基本的な考え方】

- 有償活動、特に雇用契約に基づいて報酬が支払われる活動は、私的な経済活動としての性質を有する。
このため、**有償活動を担い手活動として指定するには、「公共性」及び「地域貢献性」を十分に担保することが重要。**
- **以下の点に留意した上で、各自治体においては、当該活動が担い手活動の趣旨・考え方に適合するかを慎重に確認し、指定の可否を判断**すること。

【有償活動を担い手活動に指定する際の具体的な留意点】

- 公的支援の対象としての位置付け
 - ・ 担い手活動として指定する活動は、**当該自治体が定める総合計画等の施策方針において、担い手の確保について自治体として 支援を行う業界・分野として位置付けられていること。**
 - ・ 担い手の確保による効果が受入事業者等の利益にとどまらず、地域活性化など地域全体への波及効果を有するものであること等当該活動を担い手活動に指定する妥当性について自治体として十分な説明責任を果たせるものであること。
- 自治体主導による募集の確保と制度趣旨の明示
 - ・ 民間事業者が運営するマッチングサイトへの掲載等、自治体以外の者を介して募集を行う場合は、**自治体の責任の下で募集を実施するものとし、あらかじめ当該事業者と協定等を締結の上、募集内容が担い手活動に適合することを担保**すること。
 - ・ また、民間事業者が運営するマッチングサイト等における**その他の通常の求人等と明確に区別される表記・表現を用い、当該募集がふるさと住民登録制度の趣旨に基づくものであることを明示**すること。
- 制度趣旨への理解と協力体制の確保
 - ・ 担い手の受入れを行う事業所等については、**ふるさと住民登録制度の趣旨を十分に理解し、その実現に協力する意思及び体制を有すると自治体が認めるものに限ること。**
 - ・ 自治体と受入事業所等との間で協定等を締結し、**担い手活動と併せて担い手と地域との関係深化に資する取組を実施するなど、制度趣旨の実現に協力することをあらかじめ確認**しておくこと。

【参考資料】

モデル事業を踏まえたQ & A 集

「ふるさと住民登録制度モデル事業検討状況の共有（R8.7時点）」の参考資料①で示したQ&A集に、その後のモデル事業の進捗等を踏まえたQ&Aを追加したものです。追加・修正箇所は赤字部分です。
システムに関するQ&Aについては、今回の全国説明会におけるシステムの開発状況に関する説明等を踏まえ、全体的に差し替えを行っています。

モデル事業等を踏まえたQ & A集

※ 本資料は、これまでの説明会やモデル事業における質疑応答を取りまとめたものです。今後、モデル事業における実証やシステム開発等によっては、回答内容が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1 担い手活動

Q1-1. 居住地からリモートで従事できる活動を担い手活動に指定することは可能か。

- A. 担い手活動については、人口減少等を背景とした担い手不足への対応を制度趣旨としていること、また、現地へ来訪することにより地域との関係が深化するとともに、地域での消費等の地域活性化に資するところが大きくなると考えられる等の観点から、現地に来訪する活動のみをプレミアム登録の対象となる担い手活動として想定している。

Q1-2. 運動会等の地域のイベントへの参加も、担い手活動に指定して良いか。

- A. 地方自治体が指定する担い手活動は、本制度の趣旨を踏まえ、
- ① 人口減少等を背景とした担い手不足への対応であること
 - ② 活動の内容や活動時間等に鑑み、公共性や地域への貢献が十分に認められるものであること
- が必要と考えている。これらの基本的な考え方（以下「担い手活動の指定の考え方」という。）に合致した活動であることが対外的に説明できる範囲で指定していただきたい。
- 単に「参加」するだけでは担い手活動とは認められないと考えられるが、運動会などのイベントの運営を担うボランティアであれば、上記の趣旨に合致し、担い手活動となると考えられる。

モデル事業等を踏まえたQ & A集

Q1-3. 参加者から参加費等を徴収するような活動であっても、担い手活動に指定することは可能か。

- A.** 参加費を徴収する活動であっても、活動内容が担い手活動の指定の考え方に該当する場合は、担い手活動の対象となる。

Q1-4. 農家個人に限らず、農業法人の活動も担い手活動に指定することは可能か。

- A.** 個人経営か法人かどうかに関わらず、活動内容が担い手活動の指定の考え方に該当する場合は、担い手活動の対象となる。

Q1-5. 地域おこし協力隊インターン制度を活用して地域内で活動するインターンが行う地域活動を担い手活動に指定することは可能か。

- A.** 地域おこし協力隊インターンにおける活動は、制度として地域貢献活動であることが一定担保することができると考えられることから、担い手活動として位置づけることは可能。活動の必要経費を支払うことについても、そうした地域貢献活動を行うために必要な範囲であれば可能である。

Q1-6. 域外のスポーツ選手やアーティスト等、専門的な技術や知見を有する方に来訪してもらい、スポーツ教室や文化教室等の指導機会を設ける活動を、担い手活動として位置付けることは可能か。

- A.** 域外のスポーツ選手やアーティスト等が、専門的な技術や経験を生かして教室や指導機会を提供する取組は、本制度の趣旨に合致する活動として担い手活動の対象となり得る。ただし、本制度は、個人が自発的な意思に基づいて地域貢献活動に取り組むことを重視しており、企業が主体となって実施する活動や、本業の一環として行われる活動は対象外と考える。

モデル事業等を踏まえたQ&A集

**Q1-7. 担い手活動（草刈りなどの作業）に伴う傷害保険の加入は義務付けられるか。
また、その場合は誰が保険料を負担すべきか（自治体、自治会等活動実施主体など）。**

A. 自治体におけるボランティア受入れ時の傷害保険の加入方法や費用負担のあり方について、モデル団体への聞き取りを行ったところ、自治体によって様々な運用がなされているが、主な手法として以下のようなパターンがみられる。

- ① 参加者本人の判断による任意加入とし、保険料も参加者本人が負担する。
- ② 自治体や受入団体等の活動実施主体が、参加者全員分について一括してボランティア保険等に参加し、保険料も実施主体が全額負担する。
- ③ 自治体や受入団体等の活動実施主体が、参加者全員分について一括してボランティア保険等に参加し、保険料は参加費等として参加者から徴収する。
- ④ 自治体が中間支援組織等へ業務を委託して実施する場合、委託契約において参加者全員分の保険加入を義務付け、委託費に保険料相当額を含めた上で委託事業者が支払う。

①の場合、自治体における事務負担や財政負担は生じない一方、活動中の事故等が発生した際に、参加者との間でトラブルが生じる可能性がある。

他方、②～④のように保険加入を義務付け、活動実施主体等が一括して加入する場合は、参加者個人や受入団体ごとの判断に左右されない統一的かつ公平な対応が可能となるほか、参加者にとっても保険加入の手続負担が軽減され、参加しやすい環境の整備につながる。一方で、活動実施主体における事務負担や、（参加者本人が保険料を負担する場合を除き）財政負担が生じる。

総務省としてガイドライン等において特定の手法を推奨することは想定していないが、農業や草刈りなど、活動中のけがのリスクが比較的高い活動については、事故発生時のトラブル防止の観点から、活動実施主体側が参加者分を一括して保険に参加することも考えられる。担い手活動の内容や実施体制等を踏まえ、各自治体において適切な方法を検討いただきたい。

なお、自治体が参加者の保険料を負担する場合、その経費は担い手活動の受入環境整備に要する経費として特別交付税措置の対象となる。

モデル事業等を踏まえたQ & A集

Q1-8. 農作業など屋外での担い手活動について、天候等を理由に当日実施できなくなった場合でも、現地を来訪した場合は担い手活動参加としてカウントして良いか。

A. 天候等により当日実施ができなくなる可能性がある活動については、軽作業でも構わないため、あらかじめ代わりの活動をご用意いただきたい。

Q1-9. 担い手活動を自治体が個別に承認するのではなく、担い手活動を運営する団体について、あらかじめ当該団体の活動を包括的に担い手活動として指定することは可能か。

A. 可能であるが、協定締結等により担い手活動の基準を明確化し、適切な運用を担保することが必要と考える。なお、アプリ上での活動募集・配信に関する最終判断は自治体が行うことを想定している。

Q1-10. 担い手活動として、多面的機能支払交付金の対象の草刈りや江払い等の活動を指定することは可能か。

有償活動であっても、担い手活動に指定することは可能であり、その際の留意点等については、資料「有償活動の担い手活動への指定について」を参照していただきたい。

その上で、多面的機能支払交付金事業の対象となっている活動組織が実施する共同活動をふるさと住民登録制度における「担い手活動」に指定することも可能。

ただし、担い手活動において、多面的機能支払制度上での謝金の支払いを受ける参加者については、補助の重複を避けるため、ふるさと住民登録制度における担い手活動参加への報償として、自治体が追加で謝金をお渡しすることは控えていただきたい。

Q1-11. 現地での体験・取材内容のSNS等での発信、地域雑誌等の現地取材、執筆活動について、担い手活動として指定することは可能か。

A. 現地での活動を伴わないものを担い手活動に指定することはできない。

他方、情報発信の担い手が不足している現状を踏まえ、現地での取材等とSNS等での発信を一体として担い手活動として指定することは可能。現地での取材等の活動と情報発信を一体でみることで、担い手活動として十分な公共性・地域貢献が認められるものを想定している。

具体的な取材や情報発信の内容について一律に基準を設けることは困難だが、現地での取材等の活動と情報発信を全体としてみて、担い手活動として必要な水準の活動となっているか判断いただく必要がある。

モデル事業等を踏まえたQ&A集

② プレミアム要件

Q2-1. プレミアム登録要件となる担い手活動について、1日に数件分カウントしても良いか。

- A.** 担い手活動については1日1回とすることを想定している。
なお、3日連続で活動した場合は3回とカウントしてもよいこととしている。

Q2-2. プレミアム登録の要件について、「地方自治体において、要件充足を確認」とは、どのようなイメージか。実際に職員が目視で確認する必要があるのか。

- A.** 「年3回以上の担い手活動の実施」という要件については、システムで自動判定が可能となるが、各自治体において、プレミアム登録に当たって独自の追加要件を設け、書類提出を求める場合には、職員による確認が必要となる。

Q2-3. プレミアム登録について、すでに3団体登録した人が、4団体目を登録したいと思った時に、登録済みの3団体の中から一つを解除することはできるのか。また、最低何ヶ月は登録解除できないといった制限はあるか。

- A.** 登録者自身が解除できる仕組みを想定している。最低登録期間については現段階では想定していない。

Q2-4. 登録期間は、年度管理（4/1～3/31）になるのか。それとも、登録した日から1年間のよう個別でカウントされるのか。

- A.** プレミアム登録の有効期間は、登録した日から1年間となる。

モデル事業等を踏まえたQ & A集

③ サポート施策・御礼

Q3-1. サポート施策について、例えばふるさと納税の返礼品における寄付額3割ルールのような具体的な上限や基準は設定される予定か。

- A.** サポート施策については、円滑な担い手活動への参加の障壁を解消することで、登録者による活動への参加を促進することを制度趣旨としている。そのため、関係人口の方が担い手活動参加のコストを超えて金銭的にメリットを受けるような状態は想定していない。

なお、こうした考えのもと、ベーシック・プレミアム登録をしたこと自体に対する見返りとして現地に行かなくても恩恵を受けられる物品を提供することは禁止しているほか、活動参加への御礼として適切な範囲を超えた物品の提供（例えば高額な特産品の提供など）は控えていただきたい。

Q3-2. サポート施策は、必ず行わなければならないか。

- A.** アプリをインストールし登録証が表示されるだけでも価値を感じる方もいると考えられ、財政的な負担が生じるサポート施策にとらわれず制度に参画していただければと考えている。例えば、住民に準ずる者として地域生活を営む上でのサポートの提供（公共施設等の住民並み利用、避難先としての受入等）や、関係人口コミュニティへの参加などといった金銭的支援以外のサポート施策も含め、柔軟に検討していただきたい。

Q3-3. 現地に来て担い手活動に参加していただいた方に、プレミアム登録者か否かに関わらず、活動参加への御礼品を渡してもよいか。

- A.** 担い手活動の参加者に対して、社会通念上、御礼として適切な範囲内においてお土産を提供することは制度上問題ない。

モデル事業等を踏まえたQ & A集

Q3-4. プレミアム登録前でも、交通費補助等の最低限の活動支援を提供しても良いか。

- A. プレミアム登録者に提供する「サポート施策」とは別枠として、1回目や2回目の担い手活動（ベーシック登録状態）に参加してくださった方に対して、純粋な御礼やボランティアに対する交通費補助等を行うことは問題ない。

Q3-5. 近隣の市町村においてプレミアム登録され、宿泊費補助等を受けている登録者に対するサポート施策の必要性はどのように考えればよいか。

- A. 宿泊費補助については、基本的には当該自治体内の宿泊を対象にすることを想定している。その上で、近隣市町村における宿泊も補助の対象とする場合には、近隣市町村と重複しないよういずれか一方のみ申請してもらうようにするなど、近隣市町村等と調整していただきたい。サポート施策の重複が多く発生することが考えられる場合には、都道府県とも連携しつつ検討を進めていただきたい。

Q3-6. サポート施策として、地域経済の活性化の観点から、自治体内でのみ利用可能なデジタル地域通貨付与を行ってもよいか。

- A. 現地でのみ使用可能な地域通貨はサポート施策として考えられうるものと認識している。

Q3-7. ベーシック登録の促進のため、ベーシック登録者に対して自治体のグッズ等をプレゼントすることを検討しているが、ガイドライン上問題ないか。

- A. ガイドラインにおいて、ベーシック登録・プレミアム登録に対する物品提供が許容される例として、「広く一般に配布する市の広報グッズや郵送等により送付しているパンフレットを提供」を挙げており、ある程度誰にでも配布予定のものであれば問題ないと考えている。高額な商品や希少性が高いものは返礼品として禁止しているため、その点をご留意いただきたい。

モデル事業等を踏まえたQ & A集

4 ふるさと住民コーディネーター

Q4-1. ふるさと住民コーディネーターの設置について、法人等への業務委託により確保する場合も、特別交付税措置の対象となるか。

- A.** 法人等への委託契約により確保する場合も、特別交付税措置の対象となる。
ただし、法人への委託により確保する場合でも、特定の個人が業務に従事する必要があり、経費報告の際も個人ごとの報償費や業務内容などを記載していただくことを予定している。特定に当たっては、個人とその人の勤務日・対応時間まで特定していただきたい。

Q4-2. ふるさと住民コーディネーターの設置に係る特別交付税措置について、人数の上限はあるか。

- A.** 今年度の特別交付税措置については、従来の特別交付税措置（二地域居住・関係人口特交）の制度を基本的に引き継ぐこととしており、また本制度の導入に向けた準備が中心となることから、コーディネーターの人数制限は設けていない。
なお、令和9年度以降については、今後のモデル事業等を通じて各自治体の対応を把握しつつ、必要に応じ検討する。

Q4-3. ふるさと住民コーディネーターの設置に係る特別交付税措置について、任期の上限はあるか。

- A.** 任期の上限はない。ふるさと住民コーディネーターについては、地域おこし協力隊等と異なり、継続的な関係性の構築を期待する方法で確保することも考えられる。
ただし、「任期の定めのない常勤職員」として任用されている職員（わかりやすく言うと通常の自治体職員）については、特別交付税措置の対象外となるため、注意されたい。

Q4-4. ふるさと住民コーディネーターについて、居住地・勤務地は受入市町村でなければならないか。

- A.** 居住地要件は設けておらず、地域おこし協力隊と異なり、地域住民の方や近隣に居住している方を採用しても問題ない。
コーディネーターの勤務地については、基本的に現地で勤務する者を対象としている。

モデル事業等を踏まえたQ & A集

Q4-5. 地域おこし協力隊や集落支援員が、ふるさと住民コーディネーターを兼務することは可能か。

- A. 兼務は可能。ただし、複数の特別交付税措置を併用することはできないため、どちらか一方の費目のみで経費を報告していただきたい。

Q4-6. 移住コーディネーターとして設置している者が、ふるさと住民コーディネーターを兼務することは可能か。

- A. 兼任は可能。業務的に重複もあると考えられることから、移住コーディネーター・ふるさと住民コーディネーターを兼務し、他の業務と兼任していない場合は、いずれか一方の特別交付税措置で専任として報告していただいて構わない。

Q4-7. ふるさと住民コーディネーターについて、「専任」とは1自治体のみに従事しているという意味か。1自治体内で、他の業務と兼任している場合、兼任となるか。

- A. 「専任」とは、他の業務と兼務せず、専らふるさと住民コーディネーターの業務に従事する者を指す。一つの自治体において他の業務と兼任している場合、「兼務」に該当する。

Q4-8. ふるさと住民コーディネーターとしてどのような人材を確保することを想定しているか。

- A. コーディネーターとしてどのような人材を確保すべきかは自治体のニーズによって異なると考えられるが、主に申請受付や問合せ対応など自治体職員の定型的な事務作業を補助する「補助的職員」、一定の専門的知識・経験を活かして企画や関係部署との調整など制度運営を主導する「専門的職員」、民間法人等が有するノウハウや柔軟な運営等を活かして自治体職員と連携する「民間ノウハウの導入」といったパターンが想定される。

Q4-9. ふるさと住民コーディネーターの活動経費と募集経費は特別交付税措置の対象か。

- A. 活動経費は、コーディネーターに係る経費として措置の対象となるが、募集経費については、その他事業費として措置率0.5で措置される（財政力補正あり）。

モデル事業等を踏まえたQ&A集

Q4-10. ふるさと住民コーディネーターを会計年度任用職員として任用する場合、当該職員に係る社会保険料も特別交付税措置の対象となるか。

A. 社会保険料や公務災害補償制度に係る負担金も「人件費」に含まれることから、コーディネーターによる支援に要する経費として特別交付税措置の対象となる。

Q4-11. 都道府県がふるさと住民コーディネーターを設置することは可能か。

A. 都道府県が設置することも可能。
モデル団体においても広域的広報や市町村支援等のためのコーディネーター設置を検討している団体もある。

5 特別交付税措置

Q5-1. 担い手活動として草刈り体験を実施するため、必要機材の調達（草刈り機の購入）を検討しているが、このような機材の購入についても特別交付税措置の対象となるか。

A. 担い手活動の受入れに当たって物品を購入する際、その物品が担い手活動に要するものであると整理できる場合は、特別交付税措置の対象となる。
ただし、その物品が「消耗品」ではなく受入団体の「備品」として取り扱われる場合、その物品は基本的に受入団体の財産となるため、次の点に留意する必要がある。

- ・ その物品を購入する費用を公金でまかなうことの妥当性を議会・住民等に説明できるか。
- ・ 特に、受入団体の本来の事業活動のためではなく、専ら担い手活動にあたる体験事業のために購入するものであるか。
- ・ 体験事業期間中の借上げではなく、備品購入とすることに合理性があるか。

モデル事業等を踏まえたQ & A集

- Q5-2. 既存の取組として、独自の関係人口向けのポータルサイトを運用している。既存の取組から本制度への円滑な移行のため、経過措置として独自の関係人口向けのポータルサイトを併用する見込み。この場合、既存のポータルサイトの運用経費は特別交付税措置の対象となるか。**
- A.** 情報発信に要する経費として措置の対象となる。
また、ふるさと住民アプリとの関係のための、自治体独自のサイトやアプリ等の改修に要する経費については、デジタル活用推進事業債の対象となる。
- Q5-4. 担い手活動における参加者の保険料を自治体が負担した場合は特別交付税措置の対象となるか。**
- A.** 担い手活動の受入環境の整備に要する経費として特別交付税の措置対象となる。
- Q5-5. プレミアム登録者に対するサポート施策について、どのような経費が特別交付税措置の対象となるか。**
- A.** プレミアム登録が行われるのは制度開始後となることから、令和9年度に向けて検討することとしている。

6 システム (※) モデル事業のモニター実証において使用する試用版アプリについては、一部機能が異なる。

- Q6-1. ベーシック登録は、住民も登録可能とのことだが、担い手活動の参加もアプリの仕様上可能か。**
- A.** 住所地の自治体に対しベーシック登録をいただいている方については、担い手活動にも参加していただくことが可能であり、活動実績もシステム上、記録していくことが可能。ただし、プレミアム登録については、登録申請先の自治体が住所地である場合には申請できない。

モデル事業等を踏まえたQ & A集

- Q6-2. プレミアム登録や担い手活動に当たり、マイナンバーカード及び公的個人認証サービスによる本人確認等は必須か。また、マイナンバーカードを保有していない者はプレミアム登録を行うことができるのか。**
- A.** プレミアム登録に当たっては、本人確認及び居住地要件等の確認を適切に行う観点から、マイナンバーカード及び公的個人認証サービスを活用することとしている。また、担い手活動にあたっても本人性の確認が必要なため、事前にマイナンバーカード及び公的個人認証サービスを活用することを基本としている。このため、プレミアム登録や担い手活動を行う者は、マイナンバーカードを保有していることが必要となる。
- Q6-3. ユーザーが希望すれば直接都道府県のための登録も可能であり、都道府県を登録する際に必ず市町村を選択しなければならない仕様にはなっていないということでしょうか。**
- A.** お見込みのとおり、都道府県のみを登録することも可能であり、都道府県を登録する際に市町村の選択を必須とする仕様は想定していない。
- Q6-4. 都道府県が指定した担い手活動の実績はシステム上、実施される市町村、当該市町村が属する都道府県の双方における活動実績として記録されるということになっている。この場合、都道府県が指定した担い手活動を市町村が担い手活動として認めるプロセスはなく、自動で市町村の活動記録として記録されるということでしょうか。**
- A.** お見込みのとおり、都道府県が指定した担い手活動については、市町村による個別の承認プロセスを経ることなく、市町村側の活動実績としても記録される想定である。
なお、都道府県が指定した担い手活動への参加には、当該担い手活動の実施場所となる市町村にベーシック登録を行うことが必要となる。
- Q6-5. 未成年者は、スマホのアプリが使用できればベーシック登録もプレミアム登録できるか。**
- A.** 未成年者については、マイナンバーカード認証を任意に行わない場合は保護者による同意が必要とならず、ベーシック登録が可能。他方、プレミアム登録等については、マイナンバーカード認証に加えて、保護者による同意が必要。保護者の同意の取得方法については、システム開発の中で詳細を検討しているところ。

モデル事業等を踏まえたQA集

Q6-6. 自治体側の管理画面を操作するアカウントは複数用意可能か。

A. 可能である。各団体につき1アカウントのみとすることは想定しておらず、複数の担当で役割分担できるようアカウントを払い出せる機能を想定。

Q6-7. 町のイベントを担い手活動と想定している。活動箇所がいくつもある場合は一つの担い手活動として登録するのか、それとも別々の担い手活動として登録するのか。

A. 実施箇所は1か所を指定する仕様である。複数箇所の場合は代表として集合場所等を1か所設定し、そこで受付処理を行う運用で対応していただきたい。

Q6-8. アプリでの検索について、サポート施策から検索することは可能となるか。

A. 検索はイベント情報・担い手活動情報・自治体基礎ページの登録情報等によるもののみを予定。サポート施策を起点とした検索は想定していない。

Q6-9. プレミアム登録にはマイナンバーカード情報の登録が必要だと思うが、LGWAN系で操作するということはマイナンバー情報まで公開されており、操作する人は基本的にその情報を確認することが可能ということか。

A. 本システム上でマイナンバー情報を扱うことはない。なお、マイナンバーカードによる本人確認は、マイナアプリの機能を利用する予定。

Q6-10. 担い手活動は参加者の二次元コード読み取りで実績登録完了となるか。その後、システムで自治体の活動実績の認証作業等はあるか。

A. 二次元コードの読み取り時点で実績登録が完了する。読み取れない不具合時には事後に実績登録申請を行う機能も実装するため、その場合は各自治体で内容を確認し承認する作業が発生する。

Q6-11. 中山間エリアで活動する場合、電波が入らない場所もある。二次元コードで読み取りできない場合の事後承認機能はあるか。

A. オンライン復帰後に「参加したものの記録できなかった」として担い手活動の実績を申請することが可能である。

モデル事業等を踏まえたQA集

Q6-12. 2日間にわたる活動について、参加者の活動実績を2回記録したい場合どのようにシステム上対応するのか。

A. 担い手活動は1日単位で分けて登録することが必要。分割して登録した活動に対して1日目と同じ参加者を追加する機能も備える予定であり、当該機能も活用し運用上対応いただきたい。

Q6-13. イベントの情報発信等について回数は月や年度で上限があるか。

A. システムの上限はない。

Q6-14. 登録申請の入力項目等について、それぞれの市町村で独自の項目の追加などは可能か。

A. アプリでベーシック登録する際には、登録ユーザーにアンケートを答えてもらう仕様になっている。このベーシック登録時アンケートには、全自治体共通の固定の質問項目の他に、各自治体にてカスタマイズ可能な追加質問を設定することが可能である。

Q6-15. アプリの通知をオンにした状態で、新規情報等が掲載された場合、スマホ上にポップアップ通知が出るような仕様か。

A. 1日1回（新規情報等の掲載がなされた翌日）に新着情報がある旨がスマホ上で通知が表示される仕様である。

モデル事業等を踏まえたQ&A集

7 個人情報

Q7-1. 現在自治体で保有している名簿情報を、ふるさと住民登録制度のクラウドに移行させても良いか。個人情報保護の観点から本人の同意や本人による手続きが必要か。

- A.** 個人情報保護法上、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（第69条第1項）と規定されているため、基本的には、自治体が既存の名簿に掲載された方々に対し制度についての周知や登録案内を行い、登録者本人にふるさと住民としての登録手続きを行っていただくことを想定している。

Q7-2. 市町村がふるさと住民アプリ上で収集した個人情報は、都道府県に共有されるか。

- A.** ふるさと住民登録のアプリシステムで取得・反映される情報（ベーシック登録時のアンケート回答や、二次元バーコード読み取りによる担い手活動の実績等）については、基本的に都道府県と市町村間でタイムリーに同期（共有）される仕組みを想定している。

8 その他

Q8-1. 都道府県のベーシック登録者に対して、管内市町村が生成した担い手活動を周知・募集してもよいか。

- A.** 問題ない。都道府県による広域的な情報発信についても積極的に検討していただきたい。

Q8-2. ベーシック登録やプレミアム登録の名称は自治体で変更可能か。

- A.** 制度上は、どの自治体においても「プレミアム登録者＝地域に相当程度貢献する関係人口である」という全国共通の価値としていきたいと考えているため、自治体ごとに名称を変更するのではなく、全国共通の名称で運用することを想定している。
なお、国の制度上の取扱いとは別に、各自治体が独自の名称（呼称）を設けることは差支えない。